

「平成」の税率を振り返る

30年続いた「平成」も、あと数か月で終わってしまいます。おそらくテレビや雑誌などで平成を振り返る特集が組まれると思いますが、ここではビジネスライターらしく、最高税率に注目して税金について振り返ってみます。

税目	各種税金の最高税率					一般会計 税 収
	所得税	住民税	相続税	法人税	消費税	
平成元年	60%	15%	70%	40%	3%	54.9兆円
現 在	45%	10%	55%	23.2%	8%	59.1兆円

平成元年の所得税と住民税を合計すると75%です。最高税率が適用されるのは8,000万円を超える部分の所得だけなので、1億円を稼いだら7,500万円の納税額という計算にはならないのですが、それでもなかなかのインパクトです。ただこの税率は、昭和62年に引き下げられての数字で、それ以前の最高税率は、所得税が75%、住民税が18%で、合計するとなんと93%でした。そう考えると、現在の最高税率は所得税と住民税を合わせても55%ですから、その頃に比べるとずいぶん低くなったといえるでしょう。

個人に対して課される税金、もうひとつは相続税です。平成元年といえばバブル景気の真っただ中ですから、70%の最高税率で税金を支払われた方も中にはいらっしゃると思います。平成27年に基礎控除が大きく減額されたこともあって増税のイメージが強い相続税ですが、過去の最高税率に限れば所得税などと同様に低くなっています。

それでは法人に対して課される税金、法人税はどうかというと、まず気が付くのは、所得税に比べると低く抑えられていることです。個人にとっては、税金が高いからといって国境を越えて引っ越すのはハードルが高いですが、会社にとってはそうでもありません。日本の税金が高いと思えば、香港なりシンガポールなりに、あっさりとして本社を移してしまいます。そういう意味で、法人税率というのは国際競争の荒波にさらされていますから、無茶苦茶に高い税率というのは難しくなります。こちら平成の30年間でずいぶん低くなりました。

最後に消費税。これは平成元年から始まった歴史の浅い税金です。紆余曲折を経て、今年の10月から10%へ増税されることになりました。さすがにもう延期はなさそうです。他の4つの税金は減税されているのですが、消費税だけは増税です。30年間で3倍。そもそもは「広く浅く負担を求める」というものでしたが、税率が10%ともなると、とても浅くとはいえない気がします。数年後には「次は12%」という話が出てくるのでしょうか。

国際観光旅客税の導入

日本を船や飛行機で出国する際、1人当たり1,000円を徴収する「国際観光旅客税」が創設され1月7日から導入されました。国税の新税導入は、平成4年の「地価税」以来27年ぶりです。「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客から出国1回につき1,000円を徴収し、国に納付するものです。税の名称がややこしくさせますが、納税義務者は日本を訪れた訪日外国人だけではなく、海外に行く日本人も含め2歳以上であれば徴収されます。また、ビジネスや勉強を目的として海外に出ていく場合も徴収されますので、出国税としての認識が近いかもしれません。

年間500億円と見込まれる税収の使い道は、

1. ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 2. 日本の多様な魅力に関する情報入手の容易化
 3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
- の3つの分野に活用するとしています。

具体的には、空港の出入国審査のスピードアップする顔認証システムの導入や、国立公園や文化財の多言語での解説、公衆無線LAN「Wi-Fi」の整備やトイレの洋式化、キャッシュレス対応等に充てられる予定です。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

●納税義務者

船舶又は航空機により出国する旅客（国籍を問わない。観光目的の他ビジネス、公務、就業、留学、医療目的なども含む）

●非課税等（本邦からの出国につき国際観光旅客税が課されない者等の範囲）

- ・船舶又は航空機の乗員
- ・強制退去者等
- ・公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者
- ・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）
- ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者
- ・本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者
- ・2歳未満の者

（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととされます。

●税率

出国1回につき1,000円

●徴収・納付

- ①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収（国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合）
 - ・国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付
- ②旅客による納付（プライベートジェット等による出国の場合）
 - ・旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付

●適用時期

平成31年1月7日（月）以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）

